

第3章 地震応急対策

第1節 ボランティア対策

一般災害対策計画編 第3章第3節「ボランティア活動」を準用する。

第2節 災害応援要請

一般災害対策計画編 第3章第4節「自衛隊災害派遣要請」及び、
一般災害対策計画編 第3章第5節「災害応援要請」を準用する。

第3節 交通応急対策

一般災害対策計画編 第3章第6節「交通応急対策」を準用する。

第4節 通信の確保

一般災害対策計画編 第3章第7節「通信の確保」を準用する。

第5節 地震災害情報の受理・伝達

1 基本方針

災害応急対策活動に役立てるため、地震情報を町その他関係機関に迅速かつ的確に連絡する。

2 実施責任者

町	各部
県	各部局

3 地震情報の発表

気象庁（岐阜地方気象台）は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合は「各地の震度に関する情報」を、震度3以上を観測した場合等では「震度速報」、「震源に関する情報」、「震源・震度に関する情報」を、さらに場合に応じて「地震回数に関する情報」「地震活動に関する解説情報」等を発表・伝達するものとする。

4 地震情報等の伝達体制

地震情報等は、一般災害対策計画編 第3章第8節「警報・注意報・情報等の受理伝達」の系統図に示す経路に準じて、迅速的確に伝達するものとする。

地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに町民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示等の措置を行うものとする。

5 緊急地震速報の発表、伝達

受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、町防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等により町民等へ提供するよう努めるものとする。

町民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第6節 地震災害情報の収集・伝達

1 基本方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関や町を通じた正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害情報及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

2 実施責任者

町	各部
県	各部局

3 情報の収集・連絡手段

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

災害が発生した場合、各部門は、各班を通じて集めた災害・防災情報を集約し、災害対策本部（又は災害警戒本部）に報告する。また、災害対応に従事できる職員をはじめ、利用可能な防災・災害対応用資機材や施設に関する情報についても、迅速にとりまとめ、災害対策本部（又は災害警戒本部）に連絡する。

本部は、情報を取りまとめ分析し、整理・分析された情報は、必要に応じて各部門を通じて各班に連絡する。なお、本部においては、直接的な人的被害や住家被害の調査・報告を、他の被害に優先して行うものとする。行方不明者数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であることから、住民登録や外国人登録の有無に関係なく、警察等関係機関と協力して正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が、他市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合は、当該市町村または都道府県に連絡する（旅行者など、外国人登録を行っていない外国人については、外務省に連絡）。また、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対して、資料・情報提供等の協力を求める。

（1）情報の収集

衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、町民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の町民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、地震災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び町（管理者）は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、町に連絡するも

のとする。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

また、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。

(2) 情報の整理

平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

(3) 情報の連絡手段

県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとするが、県被害情報集約システム設置機関にあっては、原則、県被害情報集約システムにより報告するものとする。

4 被害状況等の調査・報告

(1) 被害状況等の報告方法

町内に地震災害が発生した場合は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、災対法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告し、応急対策終了後 15 日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告するものとする。災害情報及び被害状況の報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。なお、被害の調査が、被害甚大で町においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため町単独ではできないときは、関係機関（県事務所等）に応援を求めて行うものとする。県においては、町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、その応援、協力等の必要を認めるときは、速やかに職員を派遣して被害状況の調査に応援、協力あるいは立会させ、被害情報等の把握に努めるものとする。

(2) 一定規模以上の災害

即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行うものとする。

また、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、町は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。さらに、震度 6 弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告するものとする。県は同方法等により把握した町における行政機能の確保状況を総務省へ報告するものとする。

(3) 被害状況等の調査及び報告

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定しないが、おおむね次表の区分によって調査、報告をするものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

種別区分	調査報告事項	報告時限・報告様式
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況がおおむね確定した時
確定(詳細)調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	応急対策を終了した後20日以内

5 被害状況等の調査及び報告の優先順位

被害状況等の調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、町においては、人的被害（行方不明者の数を含む。）と直接つながる被害の調査、報告を他の被害に優先して行うものとする。

6 被害情報等の伝達

災害発生時は、報道機関に対する情報発表を通じて、被災・復旧に関する情報を迅速かつ広範囲に伝達する。被害状況（停電、断水、交通機関の運行等に関する情報）や対策進捗状況、町民に対する注意事項や協力要請については、具体的にわかりやすく広報し、町民の不安解消に努める。また、重要情報については、継続的に広報し、情報の空白時間帯や空白地域がないようにする。

7 応急対策活動情報の連絡

県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

8 情報の共有化

災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

第7節 災害広報

一般災害対策計画編 第3章第10節「災害広報」を準用する。

第8節 消防・救急・救助活動

1 方針

大規模地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命の危険が予測されるため、消防団員はもとより町民、事業者あけて出火防止と初期消火を行う。消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始めとして、救助・救急活動等にあたり、大規模災害等から町民の生命、身体を保護する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及び必要な人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2 実施責任者

町	総務部、消防部
県	危機管理部

3 出火、延焼の防止

一般災害対策計画編 第3章第11節「3 出火、延焼の防止」を準用する。

4 初期消火

自主防災組織等は出火点の早期把握を行い、初期消火に万全を尽くすものとする。

5 活動における感染症対策

一般災害対策計画編 第3章第11節「12 活動における感染症対策」を準用する。

6 その他

その他の「消防・救急・救助活動」の内容については、一般災害対策計画編 第3章第11節「消防・救急・救助活動」を準用する。

第9節 水防対策

一般災害対策計画編 第3章第12節「水防活動」を準用する。

第 10 節 県防災ヘリコプターの活用

一般災害対策計画編 第 3 章第 13 節「県防災ヘリコプターの活用」を準用する。

第 11 節 孤立地域対策

一般災害対策計画編 第 3 章第 14 節「孤立地域対策」を準用する。

第 12 節 災害救助法の適用

1 方針

制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、地震災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

2 実施責任者

町	各部
県	健康福祉部

3 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が国の機関として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を町長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、県知事が厚生労働大臣の承認を得て定めるとされており、県及び町本部が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。但し、町本部は一時繰替支弁することがある。

4 その他

災害救助法の適用に関する詳細については、一般災害対策計画編 第 3 章第 15 節「災害救助法の適用」を準用する。

第 13 節 避難対策

一般災害対策計画編 第 3 章第 16 節「避難対策」を準用する。

第14節 建築物・宅地の危険度判定

1 方針

大規模地震発生後、余震等による二次災害の防止と町民の安全確保を図るため、全国被災建築物応急危険度判定協議会及び被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「協議会」という。）が定める「判定要綱及び判定業務マニュアル」に基づき、被災した建築物及び宅地の危険度判定を実施する。

2 実施責任者

町	住民部、建設部
県	都市建築部

3 制度の概要

「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」が被災した建築物及び宅地の被害状況を調査し、余震等による二次災害に対する危険度の判定・表示等を行い、町民へ情報提供するものとする。

4 実施主体の責務

建築物及び宅地の被災状況に基づき危険度判定を要すると判断した場合、判定実施本部を設置し、判定活動に必要な措置を講じるものとする。併せて、被災者等への周知、状況に応じて県への判定士派遣等の支援要請を行うものとする。

第 15 節 食料供給活動

一般災害対策計画編 第 3 章第 17 節「食料供給活動」を準用する。

第 16 節 給水活動

一般災害対策計画編 第 3 章第 18 節「給水活動」を準用する。

第 17 節 生活必需品供給活動

一般災害対策計画編 第 3 章第 19 節「生活必需品供給活動」を準用する。

第 18 節 要配慮者・避難行動要支援者対策

一般災害対策計画編 第 3 章第 20 節「要配慮者・避難行動要支援者対策」を準用する。

第 19 節 応急住宅対策

一般災害対策計画編 第 3 章第 21 節「応急住宅対策」を準用する。

第 20 節 医療・救護活動

一般災害対策計画編 第 3 章第 22 節「医療・救護活動」を準用する。

第 21 節 救助活動

一般災害対策計画編 第 3 章第 23 節「救助活動」を準用する。

第 22 節 遺体の搜索・取り扱い・埋葬

一般災害対策計画編 第 3 章第 25 節「遺体の搜索・取り扱い・埋葬」を準用する。

第 23 節 防疫・食品衛生活動

一般災害対策計画編 第 3 章第 26 節「防疫・食品衛生活動」を準用する。

第 24 節 保健活動・精神保健

一般災害対策計画編 第 3 章第 27 節「保健活動・精神保健」を準用する。

第 25 節 清掃活動

一般災害対策計画編 第 3 章第 28 節「清掃活動」を準用する。

第 26 節 愛玩動物等の救援

一般災害対策計画編 第 3 章第 29 節「愛玩動物等の救援」を準用する。

第 27 節 災害義援金品の募集配分

一般災害対策計画編 第 3 章第 30 節「災害義援金品の募集配分」を準用する。

第 28 節 公共施設の応急対策

1 方針

大規模地震災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、その被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先とした施設復旧を行う。

2 実施責任者

町	各部
県	各部局

3 道路施設の応急対策

一般災害対策計画編 第 3 章第 32 節「3 道路施設の応急対策」を準用する。

4 河川施設の応急対策

一般災害対策計画編 第 3 章第 32 節「4 河川施設の応急対策」を準用する。

5 土砂災害防止施設の応急対策

一般災害対策計画編 第 3 章第 32 節「5 土砂災害防止施設の応急対策」を準用する。

6 公共建築物の応急対策

(1) 建物の応急対策

庁舎、学校施設、その他の公共施設について、災害対策の指令基地や避難施設などの利用が想定されることから、被災建築物応急危険度判定士等による施設及び施設機能の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努めるものとする。

(2) 施設機能の応急対策

停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発動発電機の配置並びに燃料確保

ア 無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧

イ 緊急輸送車両その他車両の配備

ウ 複写機の非常配備、被災電算機、複写機等の応急復旧

エ その他重要設備の点検及び応急復旧

オ 飲料水の確保

カ エレベーターに閉じ込められた者の救出

キ 火気点検及び出火防止措置

第 29 節 ライフライン施設の応急対策

一般災害対策計画編 第 3 章第 33 節「ライフライン施設の応急対策」を準用する。

第 30 節 文教災害対策

一般災害対策計画編 第 3 章第 34 節「文教災害対策」を準用する。

第 31 節 大規模停電対策

一般災害対策計画編 第 3 章第 40 節「大規模停電対策」を準用する。